

---

---

# 個人情報保護方針

---

---

柿生記念病院(以下「当院」)は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

## 1.個人情報の収集・利用・提供

---

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

## 2.個人情報の安全対策

---

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

## 3.個人情報の確認・訂正・利用停止

---

当該本人(患者さま)等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査の上適切に対応します。

## 4.個人情報に関する法令・規範の遵守

---

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

## 5.教育および継続的改善

---

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底、内部規則を継続的に見直し、改善します。

## 6.診療情報の提供・開示

---

診療情報の提供・開示に関しては、別に定めます。

## 7.問い合わせ窓口

---

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口 医療相談室

制定:平成17年10月1日

改定:平成29年5月30日

医療法人若葉会 柿生記念病院 院長

---

---

# 当院における患者さまおよびご家族さまの個人情報の利用目的

---

---

## 1. 患者さま等への医療の提供に必要な利用目的

### 〔当院での利用〕

- ・当院で患者さま等（検診・健診・予防接種等）に提供する医療サービス
- ・医療保険事務
- ・患者さまに係る管理運営業務のうち、
  - －入退院等の病棟管理
  - －会計・経理
  - －質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析・報告
  - －患者さま等への医療サービスの向上

### 〔他の事業者等への情報提供〕

- ・当院が患者さま等に提供する医療サービスのうち、
  - －他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携、照会への回答
  - －患者さま等の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託・その他の業務委託
  - －家族等への病状説明
- ・医療保険事務のうち、
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者への照会
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業者・自治体等からの委託を受けて健康診断・予防接種等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

## 2. 上記以外の利用目的

### 〔当法人での利用〕

- ・医療機関等の管理運営業務のうち、
  - －医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・理学療法士・栄養士・医療事務等の学生実習への協力
  - －医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・理学療法士・栄養士・医療事務等の教育・研修
  - －研究、治験及び市販後臨床試験の場合。関係する法令、指針に従い進める。
  - －治療経過および予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

〔学会・医学誌等への発表〕

- －特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当院の管理運営業務のうち、
  - －外部監査機関への情報提供
  - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

# 診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当院は、患者さまへの説明と納得に基づく診療（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

## 診療情報の提供

- ◆ ご自身の病状や治療について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、担当医師または看護師に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

## 診療情報の開示

- ◆ ご自身の診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、担当医師または「医療相談室」に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

## 個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を同定できる情報と被保険者証等の個人識別符号を言います。
- ◆ 要配慮個人情報とは、個人情報のうち、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの。（人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪の被害事実等）を言います。
- ◆ 当院が保有する個人情報（診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。担当医師にお申し出ください。調査の上、対応いたします。
- ◆ 診療録の診療記録に記載された要配慮個人情報（病歴等）は適切に取り扱います。

## 個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ 診療のために利用する他、病院運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による病院評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- ◆ 当院が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、お申し出ください。意思表示を行わない場合には、公表された利用目的について同意を得られたものと致します。

## ご希望の確認と変更

- ◆ 治療、外来予約（診察・検査・処置・指導等）や入院予定の変更、療養給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、患者さまご本人に連絡する場合があります。  
ただし、事前に外来または受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 外来等での氏名の呼び出しや、病室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。  
ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。
- ◆ 身体上または宗教上の理由等で、治療に関して特別の制限やご希望がある方はお申し出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

## 相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。  
個人情報保護相談窓口    医療相談室

---

---

# 診療情報の提供および開示に関する規定

---

---

## 1.目的

診療情報の提供及び開示は、医療提供者の重要な責務である。診療情報を積極的に患者に提供し、医療提供者と患者とが診療情報を共有することによって、両者の信頼関係を築き、より質の高い開かれた医療を目指すことを本規定の目的とする。

## 2.診療情報の提供と開示

診療情報の提供とは、診療の経過において、診療記録・検査記録等を提示するなどして、患者に説明することをいう。診療情報の提供は、臨床の現場において医師と患者の信頼関係において行われるものである。診療情報の開示とは、患者本人または代理人等からの申請に基づいて、診療情報を閲覧あるいは謄写させることをいう。

## 3.提供および開示する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲については、診療録(カルテ)、看護記録、処方内容、検査データ及びエックス線写真等、患者の診療を目的として医療従事者が作成した各種の記録(以下「診療諸記録」という)とする。ただし、他の医療機関の医師からの紹介状等、第三者が作成した、又は第三者から得た情報及び診療に伴う教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する診療情報の範囲に含まないものとする。

## 4.診療情報を提供および開示する対象者

- 1) 診療情報の提供および開示は、患者本人からの申請に基づいて、患者本人への提供あるいは開示を原則とする。
- 2) 1)以外に、患者の法定代理人、もしくは患者本人から代理権を与えられた親族からの申請があれば、その申請者に対し診療情報を提供および開示する。
- 3) 上記以外に、患者本人が提供・開示の対象となれない(認知症・死亡等)場合、もしくは、患者本人の判断能力が欠如していると判断される場合には、保証人に対し、病院長が妥当と判断した上で、診療情報の全てもしくは一部を提供・開示する。

## 5.診療情報を提供および開示できない対象者

患者からの診療情報の提供および開示の申し立てが、次の事由に当たる場合には、上記の定めにかかわらず、診療情報の提供・開示の全部または一部を拒むことが出来る。

- 1) 患者が合理的判断ができない状態にある場合
- 2) 患者への診療情報の提供が、当該医療機関の医療従事者を除く第三者の利益を害する恐れがある場合
- 3) 診療情報の提供・開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- 4) 上記以外に、診療情報の提供あるいは開示を不相当とする相当の事由が存在する場合

## 6. 診療情報の開示の方法等

---

- 1) 診療情報の開示を受けようとする者は、別に規定する診療情報の開示申請書により病院長に申請するものとする。ただし、開示希望理由についての記載は任意とする。
- 2) 申請書を受理した病院長は、申請内容および申請者が適正か検討し、患者本人の主治医に対し、当該患者に関する診療情報を開示することについて差し支えがあるかどうかを照会し、その結果を速やかに申請者に通知する。
- 3) 診療情報の提供・開示は、閲覧および口頭による説明によることを原則とする。ただし、申請者の求めがあれば、診療情報に代わる要約書を作成して交付することも差し支えないものとする。なお、申請者が謄写(複写の交付)を求めた場合には、申請者が別途定める費用を負担するものとする。
- 4) 診療情報の提供・開示は、病院が指定する日時・場所において、職員の立合いのもとに行う。その際、申請者の求めがあれば、主治医(または病院長)はその記載内容について説明するものとする。診療情報の謄写は職員が行う。
- 5) 申請者が、病院が保有する診療情報を病院外へ持ち出すことは禁止する。
- 6) 個人情報保護の観点から、申請者に対し、自己の責任において、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。個人情報保護法及びその他の規範を遵守することが必要である。

## 7. 診療情報の提供および開示に必要な費用

---

診療諸記録の閲覧及び口頭による説明は無料とする。サマリー(要約書)の作成手数料、および診療諸記録の謄写等に要する費用については、その代金の実費を請求者が負担するものとする。

## 8. 診療諸記録の電子化への対応

---

診療諸記録の急速な電子化により、診療情報の運用、提供および開示の方法に変更が生じる場合がある。ただし、診療情報の提供および開示の原則は変わらないものとする。

## 9. その他

---

- 1) 悪性腫瘍の患者に対しては、原則として上記の規定に沿って診療情報の提供を行う。
- 2) 精神科疾患の患者に対しては、原則として上記の規定に沿って診療情報の提供を行うが、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合は、医師の裁量により診療情報の提供を拒むことが出来る。
- 3) 診療情報を提供する対象者が、診療情報の謄写(複写の交付)を求める場合は、病院長もしくは主治医の判断に基づき、診療情報の謄写、もしくは別途作成したサマリーを提供する。
- 4) 診療情報の提供を申請する者は、自己が上記に定める条件に合致する申請者であることを証明しなければならない。
- 5) 原則として、診療情報の原本は提供しない。
- 6) 診療情報の開示期間は、療養の給付の完結の日から5年間とする。

附則 この規定は、平成17年10月1日から施行